

鈴鹿市公平審理の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鈴鹿市公平委員会

委員長 長谷部 拓哉

鈴鹿市公平委員会規則第1号

鈴鹿市公平審理の手續等に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市公平審理の手續等に関する規則（平成26年鈴鹿市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第12号様式、第13号様式、第19号様式、第21号様式及び第23号様式中「懲役」を「拘禁刑」に、「10万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第12号様式、第13号様式、第19号様式、第21号様式及び第23号様式の改正規定（「10万円」を「100万円」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。